

北海道神経難病研究センター 倫理規定

本財団は、設立趣意に基づき、北海道における神経難病研究、医療環境整備の発展のために、一貫した事業活動を続けている。神経難病の多くは病態が解明されておらず、神経難病患者の環境においても広大な北海道においては必ずしも全て行き届いているわけではない。

研究、治療に関しては遺伝子科学など基礎科学的分野での発展は目覚ましいものの、実際の患者を主体とした臨床研究の遅れは否めない。我々は、原点に立ち戻り、神経難病患者を中心に総合的かつ包括的に神経難病医療を見つめ直す時期にあると考えており、そのためには、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医療福祉相談員、薬剤師、検査技師、栄養士、事務職員など多数の病院関係者および在宅医療、地域医療に関連するスタッフ、患者会を含めた社会すべてが、一人の患者さんを中心として各々の立場から関わる必要があると考える。そして臨床研究という場を共有することにより、協力し合い、明るい未来へとつながる希望も共有したいと考えている。

このような認識のもと、本財団は公正かつ適切な事業活動を行なうための自主ルールとして、定款に基づき以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図る。

本財団のすべての評議員、理事・監事、職員、研究員（以下「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に生かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（組織使命及び社会的責任）

第 1 条 本財団は、その設立目的にしたがい、広く北海道の神経難病医療に貢献すべき重大責務を負っていることを認識し、社会からの期待にふさわしい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第 2 条 本財団は、常に公平かつ誠実に事業運営に当り、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第 3 条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第 4 条 本財団の役職員は、真摯に神経難病医療活動に従事している事を十分に自覚し、

その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 5 条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団と利益相反が生じる可能性がある場合には、その事実の開示その他本財団が定める所定の手続に従わねばならない。

(情報開示及び説明責任)

第 6 条 本財団は、その事業活動の透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 7 条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分に配慮しなければならない。

(研鑽)

第 8 条 本財団の役職員は、神経難病医療活動の普及及び自己の能力向上のため、絶えず研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 9 条 本財団は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改葬は、評議員会の決諫を経て行なう。

附則

本規程は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。

以上